

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

CGで重機作業を見える化

工事のステップ示し安全確保へ

東京外かく環状道路本線トンネル（南行）大泉南工事

特集Ⅱ

労働局長のパトロール 災害増加へ警戒感強める

東京労働局—五輪工事現場をチェック

宮城労働局—発注者とともに災害防止求める

ニュース

事業主団体へ最大500万円

厚労省 時間外労働改善で

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録（無料）のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2298

1

2018

15

■ 災害のあらまし ■

株式会社Aの労働者Bは毎日、勤務場所の工場にオートバイで通勤していた。その日もいつもと同様オートバイで出勤し、同工場の中門守衛所でタイムカードの打刻を済ませた。再びオートバイで自転車置場に向かっていたところ、同工場構内の市道で走行中のフォークリフトと側面衝突して転倒、左前額部挫創などのケガを負った。

■ 判断 ■

工場構内の市道における災害は、就業前の災害であるため業務外の災害と判断されそうであるが、業務上の災害と認定された（昭37.8.3基収4070号）。

■ 解説 ■

労災保険法上の保険給付は「業務上災害による保険給付」と「通勤災害による保険給付」、「二次健康診断等給付」に分けられる（法第7条）。

(1)業務災害は、「労働者の業務上の事由による負傷、疾病、傷害または死亡」（同第1項第1号）とされる。しかしながらその災害がすべて業務災害と認定されるわけではない。

「業務上の事由」に該当するためには、いわゆる「業務起因性」がなければならず、業務起因性が成立するためには、その条件として「業務遂行性」がなければならない。「業務遂行性」が証明され、「業務起因性」に対する反証がない場合には、業務起因性を認めることが経験則に反しない限り、一般に業務上の災害と認められる。

(2)「業務遂行性」とは、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態をいう。すなわち、事業主の指揮命令に基づ

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
池田社会保険労務士事務所

山形会

所長 池田 順一

第259回

いて労働を提供している状態をいい、具体的には次の区分に分類される。

①事業主の支配・管理下にあり、業務に従事している場合

被災労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられ、特段の事情がない限り業務災害と認められる。

ただし、次の場合は認められない。

- ・労働者が就業中に私的行為を行い、または積極的に業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それらが原因となって災害を被った場合

- ・労働者が故意に災害を発生させた場合
- ・労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ・地震、台風など天災事変によって被災した場合（事業場の立地条件などによる例外あり）

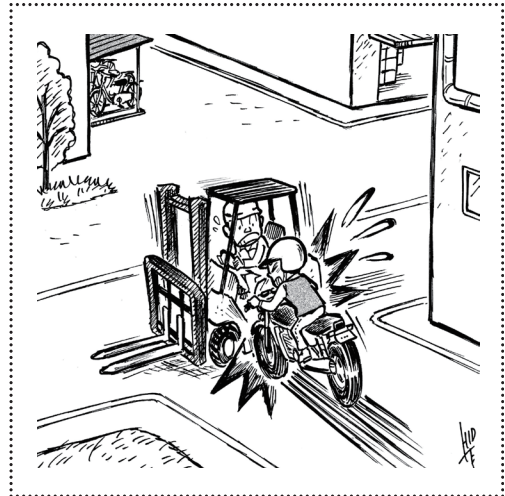
②事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

出社し事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の支配・管理下にあると認められるが、休憩時間や就業前後は実際には業務を行っておらず行為そのものは私的行為である。原則的に私的行為で発生した災害は業務上災害とは認められないが、事業場の施設・設備や管理状況などがもとで発生した災害は業務上災害となる。

③事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用などにより事業所施設外で業務に従事している場合、事業主の管理下を離れているものの事業主の支配下にあり、指揮命令を受けて業務を行っており積極的な私的行為を行うなど特段の事情がない限り業務上災害とされる。

(3)「業務起因性」とは、「業務遂行性」



がありかつその災害が業務に基因して生じたものであること、言い換えれば、業務の遂行に伴う危険が現実化したものであり、業務（原因）と災害（結果）との間に相当因果関係が存在することをいう。

業務上災害の判断根拠

①労働者Bが、工場の中門守衛所でタイムカードの打刻を済ませた時点から事業主の支配・管理下にある。守衛所から自転車置場に移動する行為は、まだ就業時間前であり業務を行ってはいないが、慣行として業務開始の前に必ず行わなければならない行為、すなわち業務に通常付随する行為、業務行為の延長とみることができ「業務遂行性」が認められる。

②守衛所から自転車置場に移動するため株式会社Aの管理下にある工場内の市道を通行することは①で述べたように業務に必要な行為であり、実際に一般市民が利用する市道を通行する行為であっても単なる私的行為ではないため「業務起因性」が認められる。「準備行為、後始末行為でも業務に通常または当然に付随するもの以外は、業務に属さない」（労働者災害補償保険法七訂新版参照）。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp